

# Q&Aをもっと詳しく教えてください



**Q** 子どもが学童クラブに入所していても申請できますか？

**A** 市内在住の小学1～3年生すべての児童が対象となりますので、申請可能です。

**Q** 共同保育を必要とするとはどのような場合ですか？

**A** ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。

**Q** 対象の児童とは、何年生までの児童を指しますか？

**A** 市内在住の小学1～3年生までの児童を指します。

**Q** 利用できる時間帯はいつですか？

**A** 午前7時～午後10時までの間の時間帯です。

**Q** 利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか？

**A** 同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。

**Q** 生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助等の仕組みはありますか？

**A** 全額補助等の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。

**Q** ベビーシッターに関する費用のうち、どこまでが補助対象となりますか？

**A** 事業者へ支払った利用料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）のみが補助対象となります。それ以外の、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代実費や、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は補助対象外です。

**Q** 保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか？

**A** 保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。

**Q** 入会金が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか？

**A** 利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が明確になっていれば保育料のみ補助対象となります。(入会金部分は対象外)

**Q** クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか？

**A** 割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。利用したクーポンや福利厚生の内容等、割引を受けたことが分かる書類を、申請書に添付してください。

**Q** 対象の利用料は、「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか？

**A** 保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。

**Q** どの事業者を使えばいいのでしょうか？

**A** 東京都福祉局のホームページ(「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者一覧」)に記載の事業者を利用した場合のみ補助対象となります。

**Q** 保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹2人(2人とも補助対象児童)で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか？

**A** 保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者の方が在宅である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。

**Q** 双子で利用していて、少しの時間保護者が外出する場合、一時的にベビーシッターが1人で2人の子どもを見る時間がありますが、補助の対象となりますか？

**A** 児童1人にベビーシッター1人による保育が補助要件ですので、保護者が外出している時間帯は補助対象となりません。保護者が在宅勤務等で、子どもに何かあった際に対応できるような場合は、2人分が補助対象となります。利用明細にその旨をご記載ください。

**Q** 事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか？

**A** 契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」と必ず申し出てください。

**Q** 「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか？

**A** 要件証明書は、必ず利用前に交付を受けてください。発行日は、利用日当日以前の日付であることを確認してください。

**Q** 交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか？

**A** 令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。

※市に提出した書類等に虚偽があった場合、事業者への料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。

### 補助金に関する問合せ・申請先

狛江市子ども家庭部児童育成課放課後対策推進担当

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

電話03-3430-1281/メール houtait@city.komae.lg.jp

